

報告タイトル：国際家族法における「子の最善の利益」～ハーグ子奪取条約と子どもの権利条約の相克～ The
The “Best Interests of the Child” Principle in International Family Law～Conflict between the Hague
Abduction Convention and the Child Rights Convention～

発表者：波多野綾子（東京大学） Ayako Hatano (The University of Tokyo)

キーワード：家族の国際化，子の奪取，国際人権法，国際家族法，グローバリゼーション

社会・家族の国際化を背景に，夫婦の破綻に伴う子の監護紛争が国境を越えて展開されている。子が国境を越えて一方親や従前の居住環境から引き離されれば，重大な生活の変更と喪失による有害な影響を被る。そこで，子の不法な奪取の原状回復と一般的抑止による子の利益保護を目的とし，国際的な対応枠組みを形成するのが「国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ子奪取条約）」である。日本はかねてより先進諸国から，同条約の締結を求められており，2011年5月にハーグ条約締結に向けた準備を進める旨の閣議了解を行い，2013年5月にハーグ条約の締結が国会で承認され，同年6月には実施法案も国会で成立した。しかし，国内では，この批准にいたる過程において，本条約への加盟をめぐる賛成・反対二つの意見が激しく対立した。この議論の最大の焦点となったのが，ハーグ子奪取条約が人権保護，特に虐待を受けた親や子の利益の観点から問題となるのではないかという点である。この問題は，「人の移動」「子どもの権利」に関連すると同時に，グローバリゼーションとローカリティの相克の問題をもはらんでいる。家族の国際化の進展によりハーグ子奪取条約が国際的ルールとしての重要性を増す中で，国際社会及び日本においてハーグ子奪取条約における「子の利益」の考え方や判断基準を整理することは喫緊の課題である。以上の問題意識に基づいて，本稿は，ハーグ条約の文言と起草過程から，ハーグ子奪取条約における「子の利益」概念と子どもの権利条約の「子の最善の利益」との関係性について，将来の日本の実施法制についての示唆も含めて考察を行うものである。

まず，起草過程から，ハーグ子奪取条約のいう子の利益（前文）は，迅速な返還により実現される条約独特の概念であり，「監護の権利」の侵害の否定（1条b号），本案禁止の原則（16条），例外的な返還拒否の原理によって支えられていることが明らかになる。まず，条約は，常居所地法が付与する「監護の権利」を保護する（1条b号）ことで，親子の結びつきという「子の利益」をはかる。また，誰が子の親権・監護権者として適切かという本案の判断は，返還裁判でも踏み込まず，返還後の常居所地の裁判所に委ねられるというという本案禁止の原則は，自力救済としての奪取に対する保全的・緊急的な返還手続という条約の本質に関わる。この背後には，条約が常居所地での本案の判断によってこそ，「子の利益」を最もよく実現できるという基本的立場に立っているということがある。しかし，迅速な返還原則による「子の利益」原則は，抽象的であり，個別具体的な子の利益に明らかに反する場合にまでこれを画一的に及ぼすべきではない。そこで，条約は例外的に返還を拒否できる事由を定める。その中で従来最も援用されてきたのが「子の返還により，子の心身に害悪を及ぼし，又はその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること」「重大な危険の抗弁」（13条1項b号）である。

この例外は伝統的には非常に制限的に認められてきたために，特に申立人が奪取親や子どもに虐待を行っていた場合などに，ハーグ子奪取条約の下での判決手続が人権レジーム，特に国際連合で子どもの権利条約と整合しないのではないかという疑義が呈されてきた。同時に，多くの研究者が子どもの権利条約のもとで科せられた義務を果たすためには，返還命令において狭義に解されてきた例外規定をより広く認めるべきであると主張してきた。そして近年，子の最善の利益をどのような形で考慮するかという視点から返還の拒否の判断に関して問題を提起し，ハーグ条約における「子の利益」の内容についての考え方を示したのが，欧州人権裁判所大法廷のノイリンガー対スイス判決（2010年7月6日）である。この判例では，国境を越えた子の連れ去りの問題には，両親の利益，子どもの利益，公の秩序という対立する利益や関係があるが，子どもの利益を最も重要視するということを明言した。同裁判例は，子の利益には二つの柱があると述べている。一つは，家族との絆である。子どもが連れ去られると断ち切られがちな残された親と子どもの絆を回復し，維持するためには，返還の方向に子の利益という考慮が働く。しかし，子どもを連れて帰ってきた親が，一緒に元の国に帰りたくない，あるいは帰れない事情がある場合には，子どもを元の国に返すことは，今いる親との関係が断ち切られることにもなり

かねない。それも家族との絆という要素の中の一つである。二つ目は、子どもの安定した環境における発達である。子どもが新しい環境に馴染んでしまった場合には元の国に返すということに問題がある。あるいは、子どもを主として世話してきた親から離れる事態になる場合にも、子どもの安定した環境における発達が損なわれる。経済的な安定、安心できる環境という観点から考えることも重要である。この二つの柱を考慮して子の利益というものを考えたときに、条約の子どもの迅速な返還という原則はありながら、場合によっては返還例外事由を認めて、子どもを返さない場合があると述べ、結論として、例外規定の適用を認め、子の返還を拒否したのがこの判決である。

本判決については、個別の人権規範に資するという賛同に対して、例外事項を広く認めることはハーグ条約の迅速な返還の原則とその仕組みを毀損するという批判が存在する。

本稿は、子どもの権利条約の起草過程と歴史的背景から、そこにおける「子の最善の利益」が、個別の子どもの利益のみならず、「集団」としての、一般的な子どもの権利を保護するものであることを示す。そして、子どもの奪取条約は、その前文において「子どもの利益が最も重要」であることを明示し、子どもの不法な連れ去り又は拘束から生じる有害な結果から子どもを国際的に保護することこのような状況を防ぐことを意図している。これは、一般的な子どもの利益を守ることを最大の目的としていることを示している。そしてこの利益保護の理念は、子どもの権利条約の子の最善の利益保護の要請とも矛盾しないものである。そのためにハーグ子奪取条約がとるシステムティックなアプローチからは、子の国際的な奪取の事例では、まずは子が元いた場所にできるだけ速やかに原状回復し、法律関係が確定するまで子の置かれた環境を安定させる必要があるのである。

特定の子ども個人の利益と子ども一般の利益が対立する側面では、時間的要素、すなわち審理にかかる時間が鍵になってくる。ここでは、現状の網羅的な審理にかかる長大な時間を考えると、子どもの一般的利益、(残された)親の監護権の保護、国家システム間の相互信頼・相互承認の問題など他の考慮を考慮したとき、原則として迅速性を優先せざるをえないと言わざるをえない。しかしこの点は実務上の問題が多分であるため、将来的には、国家間の相互協力・情報共有システムの整備によって改善の緒も見つかる可能性がある。

以上の考え方から見ると、ノイリンガー判決は、国内裁判所が「家族の状況全体」の網羅的な審理を行うことを前提とし、ハーグ条約の迅速性・時間の要素、その背後にある子どもの一般の利益を軽視して13条1項(b)の解釈を行っているという点で、ハーグ子奪取条約のみならず、子どもの権利条約における「子の最善の利益」の考え方も調和しないと考える。国際的子の奪取の問題を防止しようとする努力に水を指す効果をもっているといえる。もちろん、返還命令がなされるべきではない極端な事案、すなわち個別の子どもの人権の観点はけして無視されるべきではない。しかし、ハーグ子奪取条約の基本的な構造は人権規範の観点からいまなお妥当なものであり、時間的要素を無視して変更を迫るべきものではない。